

見沼田圃公有地貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、見沼田圃区域内の公有地の貸付けについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 見沼田圃区域

「見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱（平成7年3月31日部長決裁）」の第2 審査対象区域に規定する区域をいう。

(2) 公有地

「見沼田圃公有地化推進事業実施要綱（平成21年3月30日部長決裁）」に基づき、埼玉県（以下「県」という。）が買取りを行った農地をいう。

(貸付対象者)

第3条 貸付対象者は、農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることのできるものとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「旧基盤強化法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画に定められた利用権の設定（以下「利用権設定」という。）を受けることができる者とする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、契約日から10年以内とする。ただし、公有地を有効かつ適切に利用していると認める場合には、1回に限り同一の者と再度の賃貸借契約を締結することができる。

(貸付料)

第5条 貸付料は、年額とする。

2 公有地の存する地域を所管する農業委員会が提供する直近の賃借料情報の該当地区の平均額により算出した額とする。ただし、該当地区がない場合は、当該公有地の存する市の平均額により算出した額とする。

3 前条に定める貸付期間の始期又は終期が年度の中途にかかる時は、当該年度の貸付料は、日割計算により算出した額とする。

(貸付条件)

第6条 公有地の借受者は、貸付期間中、次の各号に掲げる全ての条件を遵守しなければならない。

(1) 公有地を農地として適正に管理し、及び利用すること。

- (2) 公有地を転貸しないこと。
- (3) 借り受けた権利を譲渡し、又は担保に供さないこと。
- (4) 土の搬入及び搬出を行わないこと。

(貸付対象者の適格要件)

第7条 貸付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。
- (2) 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。ただし、常時従事しないと認められる者については、前号のほか、次の全ての要件を満たすこと。
 - ア 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。
 - イ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

(貸付手続)

第8条 知事は、選定した公有地について、公募により貸付けを行うものとする。

- 2 公募は、知事が定める期間（以下「公募期間」という。）実施するものとする。
- 3 貸付希望者は、様式1の見沼田圃公有地貸付申込書（以下「申込書」という。）を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、申込書の内容を審査するとともに、利用権設定の見込みについてあらかじめ公有地の存する市の長及び農業委員会に協議を行い、前条に該当すると見込まれる者を貸付けを予定する者（以下「貸付予定者」という。）として決定するものとする。

公募期間満了まで公募を行った結果、前条に該当すると見込まれる者が複数いる場合には、抽選で貸付予定者を決定するものとする。

ただし、令和4年2月1日以降に公募期間を満了した公有地（以下「公募歴のある公有地」という。）については、先着順で貸付予定者として決定し、決定時点で当該公有地の公募は終了するものとする。

- 5 知事は、前項の規定により貸付予定者を決定した場合には、様式2の見沼田圃公有地貸付審査結果通知書により申込書を提出した者に通知するものとする。なお、知事は、貸付予定者として決定した場合には、必要な条件を付すことができる。
- 6 知事及び貸付予定者は、速やかに利用権設定の手続を共同して行うものとする。
- 7 知事は、旧基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の公告の日以降において、貸付予定者を借受者として決定し、賃貸借契約を締結するものとする。

(貸付手続の特例)

第9条 知事は、農地の集約化のため、公募歴のある公有地以外の公有地を新たに公募する場合（以下「新たな公募の場合」という。）には、公有地の隣接地を所有し、又は利

用する者に対し、優先的に貸付けを行うものとする。

- 2 知事は、新たな公募の場合において、主たる事業目的が農業以外の法人（見沼田圃区域内に耕作地のない法人に限る。）が、見沼田圃の新たな特産農産物の生産事業を行うために公有地の貸付けを希望するときは、優先的に貸付けを行うことができる。
- 3 前2項の規定による貸付けの手続については、前条第2項から第7項までの規定を準用する。
- 4 知事は、見沼たんぼ公有地利活用推進事業要綱（平成21年2月5日部長決裁）に基づき公有地の管理を受託している団体（関係者を含む）が、管理を受託している公有地の貸付けを希望するときは、前条第1項の規定にかかわらず、選考により貸付けを行うことができる。この場合の貸付けの手続きについては、前条第3項及び第4項前段並びに第5項から第7項までの規定を準用する。

（経常費用の負担）

第10条 公有地の貸付期間における経常費用は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

- （1）公有地に対する県有資産所在市町村交付金 県
- （2）公有地に対する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金 借受者
- （3）公有地に対する土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく見沼代用土地改良区賦課金 借受者
- （4）前各号に掲げるもののほか、その他公有地の通常の維持保存に要する経常費 借受者

（貸付料の納付）

第11条 借受者は、知事の発行する納入通知書兼領収書により、知事が別に定める日までに貸付料を納付しなければならない。

- 2 借受者は、前項に定める日までに正当と認められる理由がなく、貸付料の納付を遅延したときは、遅延日数に応じ、納付すべき貸付料の額に埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第86条に定める違約金の率を乗じて得た額を違約金として支払わなければならない。ただし、当該違約金の額が100円未満であるときは、違約金を徴収しない。

（契約の解除）

第12条 知事又は借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸借契約を解除することができる。

- （1）県と借受者が賃貸借契約の解除について合意したとき。
- （2）農地法（昭和27年法律第299号）第18条の規定により、賃貸借契約の解除について知事又はさいたま市長の許可があったとき。

(3) 改正法附則第5条第2項の規定により、なお従前の例によるものとされた旧基盤強化法第20条の2の規定により、利用権設定をした市の長が農用地利用集積計画を取り消したとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定により、国又は地方公共団体その他公共団体において貸付期間中に公有地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(公有地の返還)

第13条 借受者は、貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により契約を解除したときは、知事が別に定める日までに公有地を原状に復し、返還しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があるとき、通常の利用により損失が生じたとき、修繕等により変更されたとき又は前条第4号に該当するときはこの限りではない。

(貸付料の不還付)

第14条 既納の貸付料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 借受者の責めに帰することのできない理由により、貸付けができなくなった場合

(2) 知事が相当な理由があると認めた場合

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、貸付けに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。